

第6期東川町障がい福祉計画
第2期東川町障がい児福祉計画

令和3年度～令和5年度

東 川 町

令 和 3 年 3 月

目 次

第 1 章 計画策定の趣旨等	1
1 計画策定の趣旨	
2 計画の位置づけ	
3 計画の期間	
第 2 章 障がいのある人を取り巻く現状	3
1 障がい者等の現状	
2 第 5 期計画の実績	
第 3 章 障害福祉サービス等の見込量	9
1 成果目標	
2 障害福祉サービス等の見込み量	
第 4 章 サービス見込量の確保の方策	19
1 障害福祉サービス等の提供体制の確保方策	
2 計画の推進に向けた取組	
3 計画の達成状況の点検・評価	

○本計画における「障がい」の表記について

本計画では、「障害」の害の文字について、可能な限りひらがなで表記しています。

ただし、法律名や法律等で使用されている用語については、「障害」と表記しています。

第1章 計画策定の趣旨等

1 計画策定の趣旨

我が国の障がい保健福祉施策においては、障がい者及び障がい児（以下、「障がい者等」という。）が、基本的人権の享有主体である個人の尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう必要な支援を行うことにより、すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会（以下「共生社会」という。）の実現に寄与することを目指して、制度が整備されてきました。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（平成28年法律第65号）が平成30年4月1日から施行されることにより、市町村に対して市町村障害児福祉計画（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20第1項に規定する市町村障害児福祉計画をいう。）の作成が義務付けられ、障がい児通所支援及び障害児相談支援の提供体制を整備し、障がい児通所支援等の円滑な実施を確保するための仕組みが導入されました。

町では、これまで障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）に基づく「東川町障がい福祉計画」策定し、障がい者等が必要な福祉サービス等を受けつつ、安心して地域で生活することができることを目指して、支援体制の整備に取り組んできました。

第5期東川町障害福祉計画の計画期間が令和2年度をもって終了することから、障がい者等の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る令和5年度末の目標を設定するとともに、令和3年度から令和5年度までの障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村地域生活支援事業の提供体制を確保するため、新たに「第6期東川町障がい福祉計画」を策定します。

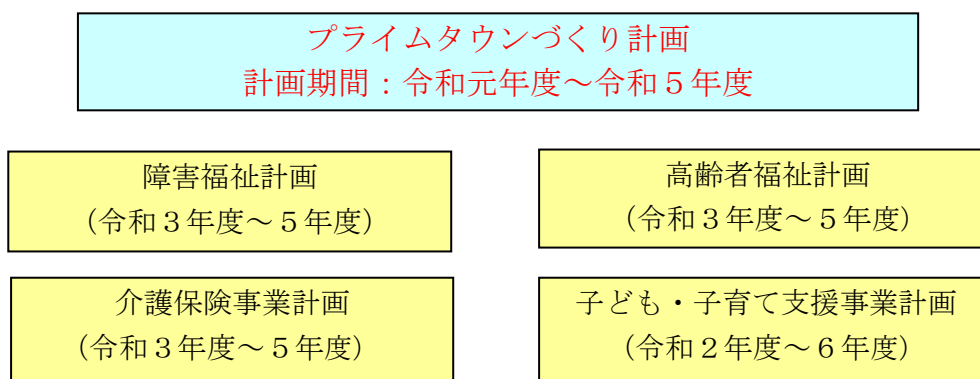
また、連携して事業を行っていく必要があることから、「第6期東川町障がい福祉計画」と「第2期東川町障がい児福祉計画」を一体的に策定することとします。

2 計画の位置づけ

障がい福祉計画とは、「障害者総合支援法」第 88 条の規定に基づく「市町村障害福祉計画」として、国や道の基本指針に即して、障害福祉サービス等の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する事項を定める計画です。

障がい児福祉計画とは、「児童福祉法」第 33 条の 20 の規定に基づく「市町村障害児福祉計画」として、国や道の基本指針に即して、障害児通所支援等の円滑な実施に関する事項を定める計画です。

「第 6 期東川町障がい福祉計画・第 2 期障がい児福祉計画」は、町の長期・総合的な計画であるプライムタウンづくり計画（令和元年度～令和 5 年度）の障がい者施策に関する部門別計画として位置づけられています。また、関係計画とも調和が保たれた内容とします。



3 計画の期間

本計画は、令和 3 年度から令和 5 年度までの 3 年間を計画期間とします。

第2章 障がいのある人を取り巻く現状

1 障がい者等の現状

令和2年3月31日の状況で、身体障害者手帳の交付者数は431人となっており、前回計画の平成29年3月31日現在478人と比較し47人、9.8%減少しました。

療育手帳の交付者数は93人（A判定（重度・最重度）34人 B判定（軽度・中度）59人）となっており、前回計画時より17名、22.4%増加、精神障害者保健福祉手帳の交付者数については52人となっており、前回計画時より12人、30%増加、自立支援医療精神通院医療受給者証の交付を受けている人は142人（前回計画時より7人増加）となっています。

■ 障害者手帳交付者数

〈身体障害者手帳〉

級	視覚	聴覚又は 平行機能障害	音声、言語、 そしゃく障害	肢体不自由	心臓、腎臓など の器官機能	計
1	6	2	0	28	64	103
2	7	8	0	45	0	78
3	0	5	4	42	20	82
4	0	10	1	71	24	115
5	3	0	0	41	0	50
6	4	37	0	9	0	50
計	20	62	5	236	108	431

男	197
女	234
計	431

18歳未満	18～64歳	65歳以上	計
2	73	356	431

〈療育手帳〉

級	18歳未満	18～64歳	65歳以上	計
A	8	21	5	34
B	18	38	3	59
計	26	59	8	93

<精神障害者保健福祉手帳>

級	18歳未満	18～64歳	65歳以上	計
1	0	0	2	2
2	0	26	4	30
3	0	16	4	20
計	0	42	11	52

2 第5期計画の実績

障害福祉サービス等及び障がい児通所支援等の各見込み量に対する実績は以下のとおりとなっています。

■ 居住系サービス

サービス体系	単位		平成30年度	令和元年度	令和2年度
自立生活援助	人/月	計画	0	0	1
		実績	0	0	0
共同生活援助	人/月	計画	11	12	13
		実績	8	9	9
施設入所支援	人/月	計画	18	18	17
		実績	18	18	17

■ 日中活動系サービス

サービス体系	単位		平成30年度	令和元年度	令和2年度
生活介護	人日/月	計画	580	590	590
		実績	573	530	530
自立訓練（機能訓練）	人日/月	計画	0	0	0
		実績	0	0	0
自立訓練（生活訓練）	人日/月	計画	0	0	0
		実績	0	0	0
自立訓練（宿泊型）	人日/月	計画	0	0	0
		実績	0	0	0
就労移行支援	人日/月	計画	46	69	46
		実績	67	70	53
就労継続支援（A型）	人日/月	計画	69	69	69
		実績	54	57	61
就労継続支援（B型）	人日/月	計画	320	340	340
		実績	322	406	470
就労定着支援	人日/月	計画	0	0	0
		実績	0	0	0
療養介護	人/月	計画	2	2	2
		実績	2	2	2
短期入所（福祉型）	人日/月	計画	60	60	60
		実績	52	41	28
短期入所（医療型）	人日/月	計画	2	2	2
		実績	0	1	0

■ 訪問系サービス

サービス体系	単位		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
居宅介護 重度訪問介護	時間/月	計画	500	510	520
		実績	509	544	584
同行援護 行動援護 重度障害者包括支援	利用者数	計画	14	15	16
		実績	13	14	15

■ 相談支援

サービスの種類	単位		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
障害児相談支援	人/月	計画	62	62	62
		実績	76	76	74
計画相談事業	人/月	計画	60	62	64
		実績	64	73	74
地域移行支援	人/月	計画	0	0	0
		実績	0	0	0
地域定着支援	人/月	計画	0	0	0
		実績	0	0	0

■ 障がい児通所支援

サービス体系	単位		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
児童発達支援	人日/月	計画	100	100	100
		実績	87	79	52
医療型児童発達支援	人日/月	計画	1	1	1
		実績	1	0	0
放課後等デイサービス	人日/月	計画	380	400	400
		実績	397	420	374
保育所等訪問支援	人日/月	計画	0	2	2
		実績	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	人日/月	計画	0	0	0
		実績	0	0	0

■ 地域生活支援事業

事業名		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		箇所数	利用者数	箇所数	利用者数	箇所数	利用者数
(1) 理解促進研修・啓発事業	計画	1		1		1	
	実績	1		1		1	
(2) 自発的活動支援事業	計画	1		1		1	
	実績	1		1		1	
(3) 相談支援事業							
① 障害者相談支援事業	計画	1		1		1	
	実績	1		1		1	
② 基幹相談支援センター	計画	有		有		有	
	実績	有		有		有	
③ 相談支援機能強化事業	計画	有		有		有	
	実績	有		有		有	
④ 住宅入居等支援事業	計画	無		無		無	
	実績	無		無		無	
(4) 成年後見制度利用支援事業	計画		1		1		1
	実績		0		0		0
(5) 成年後見制度法人後見支援事業	計画		1		1		1
	実績		1		1		1
(6) コミュニケーション支援事業							
① 手話通訳者 要約筆記者派遣事業	計画		2		2		2
	実績		1		0		3
② 手話通訳者設置事業	計画	0		0		0	
	実績	0		0		0	
(7) 日常生活用具給付等事業							
① 介護・訓練支援用具	計画		1件		1件		1件
	実績		2件		0件		0件
② 自立生活支援用具	計画		2件		2件		2件
	実績		5件		1件		5件
③ 在宅療養等支援用具	計画		2件		2件		2件
	実績		1件		0件		1件
④ 情報・意思疎通支援用具	計画		2件		2件		2件
	実績		0件		1件		1件
⑤ 排泄管理支援用具	計画		260件		260件		260件
	実績		234件		252件		276件

⑥居宅生活動作補助用具 (住宅改修)	計画	1件		1件		1件	
	実績	0件		0件		1件	
(8)移動支援事業	計画		12		14		14
		延べ900時間		延べ1000時間		延べ1000時間	
	実績		11		11		6
		延べ578時間		延べ320時間		延べ205時間	
(9)地域活動支援センター							
①自町所在分	計画	1	5	1	5	1	5
	実績	1	4	1	4	1	4
②他市町村所在分	計画	1	2	1	2	1	2
	実績	1	1	1	1	1	1
(10)その他事業							
①日中一時支援事業	計画	6	8	6	10	6	10
	実績	4	5	4	5	5	5
②社会参加促進事業 (運転免許取得助成事業) (自動車改造助成事業)	計画		0		1		0
	実績		0		0		0
③巡回支援専門員整備事業	計画	1		1		1	
	実績	1		1		1	

第3章 障害福祉サービス等の見込量

1 成果目標

障がい者等の自立支援の観点から、『地域生活移行』、『地域生活支援拠点等の整備』や『就労支援』および『障がい児支援』といった課題に対応するため、計画の最終年度となる令和5年度を目標年度とする成果目標を設定します。

成果目標の設定については、サービスの利用状況や障がいのある人の意向等、本町の実情を踏まえて設定し、これらの目標の達成に向けて必要なサービス量を見込み、各障害福祉サービス等の提供体制の充実を目指します。

■ 福祉施設入所者の地域生活への移行

令和元年度末現在の福祉施設入所者数は18人です。

国の基本指針によれば、令和5年度末時点において、6%以上が地域生活（グループホームや一般住宅等）へ移行し、福祉施設入所者を1.6%の減少、道では地域生活への移行を2.4%、入所者数の4.3%減少を目指しています。

町では過去3年間において地域生活移行はなく、施設入所者数は増減ありませんでした。実績はありませんが、アンケートの結果を踏まえて、地域生活への移行を5.6%、入所者数を5.6%減少することを目指し、地域生活への移行の取組みを進めます。

項目	数値	設定における考え方
令和元年度末の施設入所者数 (A)	18人	令和2年3月31日の施設入所者数
地域生活移行者数【目標値】 (B)	1人	令和5年度末までに地域生活へ移行する人の目標数 (B/A=5.6%)
新たな施設入所者数 (C)	0人	令和5年度末までに新たに施設入所する者の数
令和5年度末の施設入所者数 (D)	17人	令和5年度末の入所者数の見込み
施設入所者数減少見込み	1人	(A) - (B) + (C)

■ 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の指針では、令和2年度末までに、市町村ごとに協議会や専門部会など、保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを基本としていました。令和5年度末までには、精神障がい者の方が退院後1年以内の地域にお

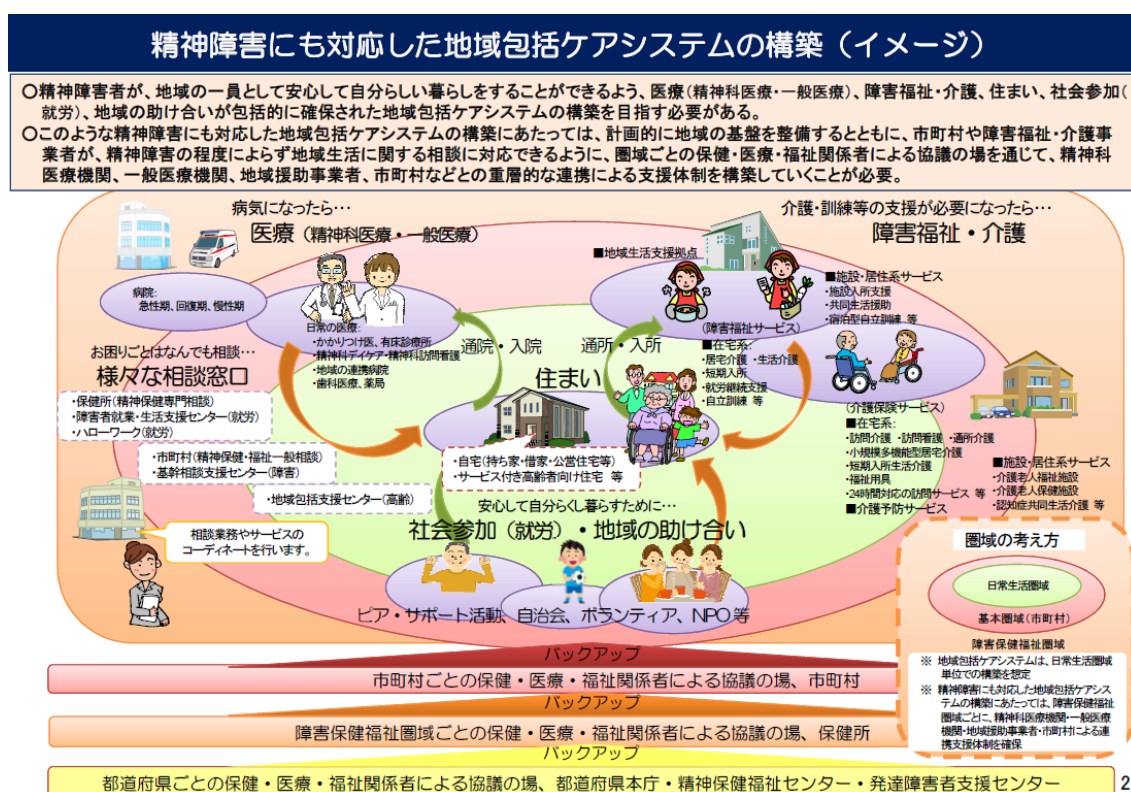
ける平均生活日数を 316 日以上とする、精神病床の 1 年以上入院患者数の減少、精神病床における早期退院率の上昇を目標としております。

道の指針では、上記に加えて、保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置となっております。

町では保健福祉課、相談支援事業所、病院、上川保健所、社会福祉協議会、民生委員児童委員などと連携し、精神障がい者への支援を行っています。

本町では令和 3 年度より、東川町地域総合支援協議会で協議を行う予定です。

事項	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
協議会の開催	実施	実施	実施



厚生労働省ホームページより

■ 地域生活支援拠点等の整備

国の指針では、障がい者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービスの提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進める必要があります。令和 5 年度末までに、各市町村又は各圏域に 1 つ以上の地域生活支援拠点を確保しつつ、その機能の充実のため、年 1 回以上運用状況を検証及び検討することを基本としております。

特に、地域生活支援の拠点等の整備に当たっては、地域での暮らしの安心感を担保し、親元からの自立を希望する者に対する支援等を進めるために、

地域生活への移行、親元からの自立等に係る相談、一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供、ショートステイの利便性・対応力の向上等による緊急時の受入対応体制の確保、人材の確保・養成・連携等による専門性の確保、地域の体制づくりなどを行う機能が求められています。

町では地域生活支援拠点等の整備について、平成30年度から町単独の面的整備型での運営を開始しています。面的整備のため、東川町地域総合支援協議会を活用し、関係機関の連携の下に障がいのある人等に対する支援の確保と、運用状況の検証、検討を実施しております。

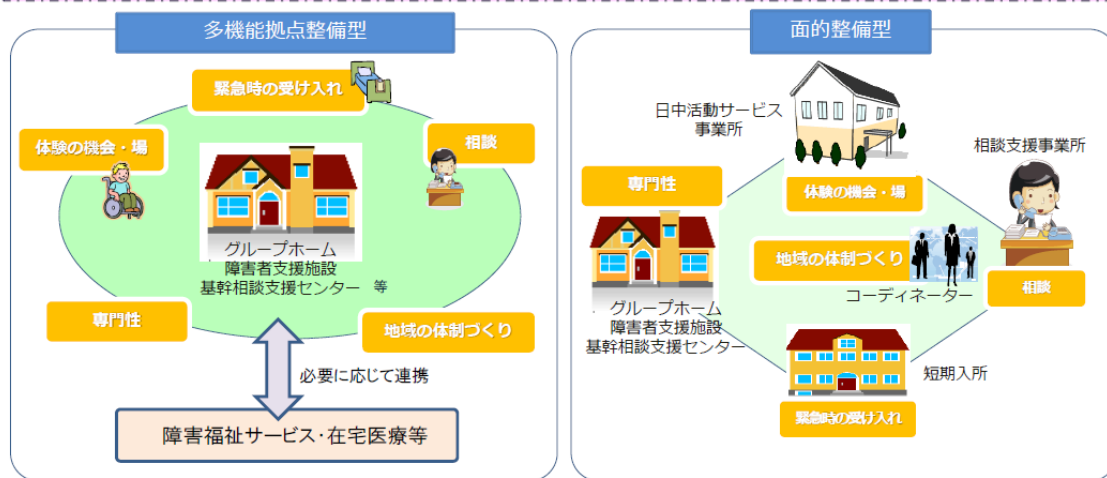
事項	令和3年度	令和4年度	令和5年度
協議会での運用状況の検証及び検討	実施	実施	実施

地域生活支援拠点等の整備について

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、**居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）**を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築。

●**地域生活支援拠点等の整備手法（イメージ）** ※あくまで参考例であり、これにとらわれず地域の実情に応じた整備を行うものとする。

各地域のニーズ、既存のサービスの整備状況など各地域の個別の状況に応じ、協議会等を活用して検討。



厚生労働省ホームページより

■ 福祉施設から一般就労等への移行目標

【国の指針】

- ①福祉施設から一般就労移行者数について、令和元年度の1.27倍以上とする
- ②就労移行支援事業から一般就労移行者数について、令和元年度から1.3倍以上とする
- ③就労継続支援A型から一般就労移行者数について、令和元年度の1.26倍以上とする

- ④就労継続支援B型から一般就労移行者数について、令和元年度の1.23倍以上とする
- ⑤就労移行支援事業等を通じて一般就労移行者のうち、7割以上が就労定着支援事業を利用する
- ⑥就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とする

町では、サービスの利用状況、アンケートの結果を踏まえ、目標を次の通りとします。

①福祉施設から一般就労への移行者

項目	数値	設定における考え方
令和元年度の一般就労移行者数【基準値】	1人	令和元年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
令和5年度の年間一般就労移行者数【目標値】	2人	令和5年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の見込み数

②就労移行支援事業から一般就労への移行者数

項目	数値	設定における考え方
令和元年度の一般就労移行者数【基準値】	1人	令和元年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
令和5年度の一般就労移行者数【目標値】	2人	令和5年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の見込み数

③就労継続支援A型から一般就労への移行者数

項目	数値	設定における考え方
令和元年度の一般就労移行者数【基準値】	0人	令和元年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
令和5年度の一般就労移行者数【目標値】	1人	令和5年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の見込み数

④就労継続支援B型から一般就労への移行者数

項目	数値	設定における考え方
令和元年度の一般就労移行者数【基準値】	0人	令和元年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
令和5年度の一般就労移行者数【目標値】	1人	令和5年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の見込み数

- ⑤就労移行支援事業等を通じて一般就労移行者のうち、7割以上が就労定着支援事業を利用することを目標とする

⑥就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを目標とする

※「福祉施設」の範囲

就労移行支援事業、就労継続支援A型、就労継続支援B型
生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）

■ 障がい児支援の提供体制の整備等

①重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

国の指針では、令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1箇所設置すること、市町村単独での設置が困難な場合は圏域での設置、すべての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することとなっております。

町では、児童発達支援センターはありませんが、圏域（旭川市）に設置されており、連携強化を図っていきます。保育所等訪問支援については、東神楽町・東川町子ども発達支援センターおひさまが実施しておりますが、さらなる体制整備に努めます。

②主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

国の指針では、重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けられるように、令和5年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保すること、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での確保をすることとなっております。

町内には、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所がないため、「障がい保健福祉圏域(※)」内での確保に努めます。

③医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

国の指針では、医療的ケアを必要とする児童が適切な支援を受けられるように、令和5年度末までに、各市町村において、保健・医療・福祉・保育・教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けることを基本としています。

町では、医療的ケア児が少ないこと、道の指針において、「障がい保健福祉圏域(※)」に一箇所整備することが目標とされていることから、圏域での協議の場の設置を働きかけていきます。

〔※ 障がい保健福祉圏域は旭川市、東川町、東神楽町、美瑛町、当麻町、鷹栖町、比布町、愛別町、上川町、幌加内町で構成されています。〕

■ 相談支援体制の充実・強化等【新規】

国の指針では、令和5年度末までに各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施の強化に向けた体制を確保することを基本とする、となっております。

町では、多様化するニーズに応じた総合的・専門的な相談支援に対応していくために、基幹相談支援センターによる研修の実施等により、人材育成の支援、東川町地域総合支援協議会を活用した地域の事業所の連携強化に取り組めます。

事項	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総合的・専門的な相談支援	実施	実施	実施
地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	12	12	12
地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数	1	2	2
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	1	1	1

■ 障がい福祉サービス等の質の向上のための取組に係る体制の構築【新規】

国の指針では、令和5年度末までに障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする、となっております。

町では、職員の資質向上のために、北海道が実施する障害福祉サービス等に係る研修等への参加を積極的に図ります。また、障害者自立支援システムによる審査結果を分析してその結果を活用し事業所と共有することで、請求過誤をなくし、事務負担軽減につながり、障害福祉サービスの提供やそれに関連した業務に注力することができるよう努めます。

事項	令和3年度	令和4年度	令和5年度
北海道が実施する障害福祉サービス等に係る研修への参加人数	1	2	2
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有回数	1	1	1

2 障がい福祉サービス等の見込み量

障がい者等の意向やサービスの利用状況を勘案し、次のとおり見込み量を定めます。

■ 居住系サービス

サービス区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	利用者数（人）	0	0	1
共同生活援助	利用者数（人）	9	10	11
施設入所支援	利用者数（人）	17	17	16

施設や病院から地域生活への移行、支援者の高齢化への対応、親元からの自立を希望している方を見込んでいます。

■ 日中活動系サービス

サービス区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	利用者数（人）	27	27	27
	人日／月	550	550	570
自立訓練（機能訓練）	利用者数（人）	0	0	0
	人日／月	0	0	0
自立訓練（生活訓練）	利用者数（人）	0	0	0
	人日／月	0	0	0
自立訓練（宿泊型）	利用者数（人）	0	0	1
	人日／月	0	0	30
就労移行支援	利用者数（人）	3	4	5
	人日／月	60	80	100
就労継続支援（A型）	利用者数（人）	4	4	5
	人日／月	80	80	100
就労継続支援（B型）	利用者数（人）	28	29	30
	人日／月	500	520	550
就労定着支援	利用者数（人）	0	0	1
療養介護	利用者数（人）	2	2	2
短期入所（福祉型）	利用者数（人）	5	5	5
	人日／月	50	50	50
短期入所（医療型）	利用者数（人）	0	1	1
	人日／月	0	2	2

就労移行支援、就労継続支援A型・B型は、ニーズ、過去の実績の推移から今後も利用者が増えていくと見込んでいます。特にB型の利用者数が増加していく見込みです。

■ 訪問系サービス

サービス区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護 重度訪問介護	利用時間数 (時間/月)	590	600	620
同行援護・行動援護 重度障害者等包括支援	利用者数(人)	14	15	16

地域生活を支える基本的な事業として、今後の利用意向も多いサービスです。同行援護、行動援護については町内及び近隣市町には事業所が少ないため、地域生活支援事業の移動支援事業にも見込み量を計上しています。

■ 相談支援

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	利用者数	75	76	77
地域移行支援	利用者数	0	0	1
地域定着支援	利用者数	0	0	1
障害児相談支援	利用者数	74	75	76

障がい福祉サービス、障がい児通所支援の利用者は年々増加しているため、相談支援も増加を見込んでいます。

■ 障害児通所支援等

サービス区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	利用者数(人)	25	26	27
	人日/月	80	85	90
医療型児童発達支援	利用者数(人)	1	1	1
	人日/月	5	5	5
放課後等デイサービス	利用者数(人)	48	49	50
	人日/月	420	430	440
保育所等訪問支援	利用者数(人)	1	1	1
	人日/月	2	2	2
居宅訪問型児童発達支援	利用者数(人)	0	0	0
	人日/月	0	0	0

過去の実績から放課後等デイサービスは今後も増加すると見込んでいます。

保育所等訪問支援は過去に利用実績はありませんが、アンケートの結果、保育所や幼稚園、学校等の育ちの場での支援体制を確保することにより、地域社会への参加や包容（インクルージョン）の推進を図る観点から見込み量を設定しています。

■ 地域生活支援事業

事業名	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	実施見込み箇所数	利用見込み者数	実施見込み箇所数	利用見込み者数	実施見込み箇所数	利用見込み者数
(1) 理解促進研修・啓発事業	1		1		1	
(2) 自発的活動支援事業	1		1		1	
(3) 相談支援事業						
① 障害者相談支援事業	1		1		1	
基幹相談支援センター ※設置の有無を記載	有		有		有	
② 相談支援機能強化事業 ※実施の有無を記載	有		有		有	
③ 住宅入居等支援事業 ※実施の有無を記載	無		無		無	
(4) 成年後見制度利用支援事業		1		1		1
(5) 成年後見制度法人後見支援事業		1		1		1
(6) コミュニケーション支援事業						
① 手話通訳者・要約筆記者派遣事業 遠隔手話通訳事業		3		3		3
② 手話通訳者設置事業	0		0		0	
(7) 日常生活用具給付等事業						
① 介護・訓練支援用具		1件		1件		1件
② 自立生活支援用具		3件		3件		3件
③ 在宅療養等支援用具		1件		2件		2件
④ 情報・意思疎通支援用具		1件		2件		2件
⑤ 排泄管理支援用具		280件		290件		300件
⑥ 居宅生活動作補助用具 (住宅改修)		1件		1件		1件

(8) 移動支援事業	10		12		14	
	延べ	350 時間	延べ	450 時間	延べ	600 時間
(9) 地域活動支援センター						
①自町所在分	1	5	1	5	1	5
②他市町村所在分	1	1	1	2	1	2
(10) その他事業						
①日中一時支援事業	6	7	6	8	6	10
②訪問入浴サービス	1	1	2	2	2	2
③社会参加促進事業 (運転免許取得助成事業) (自動車改造助成事業)		0		0		1
④巡回支援専門員整備事業	1		1		1	

移動支援事業は障がい福祉サービスの同行援護、行動援護のニーズも勘案し、今後微増すると見込んでいます。

日中一時支援事業はアンケート結果のニーズが高かったことから、利用者は増加すると見込んでいます。

どちらの事業も見込み量確保のためには事業所の確保が課題となっています。

巡回支援専門員整備事業は、東神楽町・東川町子ども発達支援センターで取組んでいます。

第4章 サービス見込量の確保の方策

1 障がい福祉サービス等の提供体制の確保方策

(1) ニーズの把握と事業者への情報提供

窓口での相談対応や相談支援事業者、サービス等利用計画等から、利用者のニーズを把握し、障害福祉サービス等を行う意向を有する事業者への情報提供を行うことで、サービスの提供体制と事業所や施設の充実に努めます。

(2) サービス事業所との連携

町内にサービス事業所がない場合、近隣市町のサービス事業所と連携を図りながら、必要なサービス提供体制の確保に努めます。

(3) 相談支援体制の確保

基幹相談支援センターを活用し、相談支援を行う人材の育成や、専門的な指導や助言を行うことで、相談支援事業所の質の確保、向上を図ります。

2 計画の推進に向けた取組

本計画の推進に向けて、次の施策に取り組みます。

(1) 相談支援体制の充実

障がい者等が地域で生活するために必要な支援としては、経済的な支援、相談支援、就労支援など様々な支援が必要であることから、基幹相談支援センターを中心に、介護支援専門員や地域包括支援センター、社会福祉協議会の相談員等との連携しながら、相談支援体制の充実に努めます。

(2) 情報提供の充実

障がい者等やその家族が障害福祉サービス等に関する情報を得られるよう広報やくらしのべんり帳、ホームページ等で周知します。

(3) ライフサイクルに応じた支援の充実

障がい児支援を行うにあたっては、本人やその家族に対し、発達の遅れの可能性のある段階から、早期に身近な地域で支援できるよう、母子保健施策や子育て支援センター、東神楽町・東川町子ども発達支援センターと連携し、発達支援体制の充実に努めます。

また、乳幼児期から学齢期、卒業後、就労などのライフサイクルに応じた支援が切れ目なく、一貫して行われるために、保健・福祉・教育・就労等の関係機関と連携強化するとともに、東川町地域総合支援協議会を活用し支援の充実に努めます。

(4) 障がい理解の促進、地域共生社会の実現に向けた取り組み

障がい者等が、住み慣れた地域で日常生活や社会生活を送ることができる地域づくりを進めるためには、地域住民の理解と協力が不可欠です。

障がい理解の促進と差別の解消、地域における自発的な取り組みの支援を行うことにより、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する地域社会づくりを推進します。

アンケートでは、見た目から分からない障がい、病気、困っている人への理解が不十分であると、御意見があり、このことに対しても、理解されるよう啓発をしていきます。また、日中に過ごせる場が少ない、同じ障がいを持った方やその家族の交流の場がない、との御意見もあり、これらについても、場や機会の創出を推進します。

(5) 権利擁護の取り組み

障がい福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる利用者に対して支援を行うとともに、旭川成年後見センターと連携し、相談支援や成年後見制度の周知を行います。

また、市民後見人などの後見等を行う人材の育成を図ります。

(6) 東川町地域総合支援協議会の活用

障がい者等の福祉、医療、教育、就労の関係機関で構成される東川町地域総合支援協議会を活用し、障がい者等の地域生活における課題を把握、共有し、解決に向けた取り組みを行います。

3 計画の達成状況の点検・評価

各年度においてサービス供給量のほか、地域生活への移行や一般就労への移行などの達成状況について点検、評価し、その結果に基づいて必要な対策を行います。

障がい福祉サービス等のサービス内容

□障がい福祉サービスの内容

(1) 居住系サービス

① 自立生活援助

障がい者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者が地域で一人暮らしをする場合、定期的な巡回訪問や電話・メール等によって生活状況を確認し、必要な助言や医療機関との連絡調整を行います。

② 共同生活援助（グループホーム）

夜間や休日に共同生活を営む住宅において、家事等の日常生活上の支援や日常生活における相談支援、その他日常生活上の援助を行います。

また、入浴、排泄、食事の介護等の必要性が認定されている方にはサービスも提供します。

③ 施設入所支援

施設において、夜間や休日に入浴や排泄、食事の介護等を行います。

(2) 日中活動系サービス

① 生活介護

地域や入所施設で安定した生活を営むため、常に介護を必要とする方に、日中、通所施設において、入浴、排泄、食事等の介護や日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。

② 自立訓練（機能訓練）

地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な身体障がい者に、理学療法や作業療法の身体的リハビリテーション、日常生活に係る訓練を行います。

③ 自立訓練（生活訓練）

地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等の必要がある知的障がい者・精神障がい者に、社会的リハビリテーションやサービス提供機関との連絡調整を行います。

④ 自立訓練（宿泊型）

地域で自立した生活を希望する知的障がい者・精神障がい者に、居住の場を提供し、家事等の日常生活の能力向上のための訓練を行います。また、生活等に関する相談及び助言、その他必要な支援が受けられます。

⑤ 就労移行支援

一般就労等を希望し、一定期間にわたって、知識・能力の向上や企業等とのマッチングを図ることにより就労等の見込まれる障がい者に対し、就労に必要な知識・能力向上のための訓練を一定期間行います。

⑥ 就労継続支援（A型）

就労移行支援等を利用したが、一般企業の雇用に結びつかない障がい者や就労経験のある障がい者等に、就労機会の提供を通じ、生産活動に係る知識及び能力の向上を図り、事業所内において、雇用契約に基づいて就労の機会を提供したり、一般就労に必要な知識・能力が高まった方には、一般就労への移行に向けて支援を行います。

⑦ 就労継続支援（B型）

就労移行支援等を利用したが、一般企業の雇用に結びつかない障がい者や一定年齢に達している障がい者等に、事業所内において、就労の機会や生産活動の機会を提供（雇用契約は結ばない）したり、工賃の支払い目標水準を設定し、額のアップを図り、知識能力が高まった方へは、就労への移行について支援を行います。

⑧ 就労定着支援

就労移行支援等の利用を経て一般就労に移行した方について、企業への就労が定着できるように、企業・自宅等への訪問等によって課題状況を把握し、必要な連絡調整や指導・助言などの支援を行います。

⑨ 療養介護

病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常に介護を必要とする障がい者に、病院等への入院による医学的管理の下、食事や入浴等の介護を提供したり、日常生活上の相談支援やレクリエーション活動等の社会参加活動支援、声かけ、聞き取り等のコミュニケーション支援を行います。

⑩ 短期入所（ショートステイ）

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で入浴や排泄、食事の介護などを行います。

(3) 訪問系サービス

① 居宅介護（ホームヘルプ）

自宅で、入浴・排泄・食事等の身体介護、調理・洗濯・掃除、買い物等の家事援助を行います。

② 重度訪問介護

重度の肢体不自由者または重度の知的障がい・精神障がいにより行動上著しい困難を有する人で、常に介護を必要とする方に、自宅で、入浴や排泄、食事などの介助や外出時の移動の支援を総合的に行います。

③ 同行援護

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する方の外出時において同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排泄及び食事等の介護その他の外出する際に必要な援助を行います。

④ 行動援護

知的障がい又は精神障がいにより、行動上著しい困難を有する方に、行動する際に生じる可能性のある危険を回避するために、必要な援護や外出時の移動介護等を行います。

⑤ 重度障害者包括支援

意思の疎通が著しく困難で、常時介護を要する障害程度区分6の障がい者等であって、その介護の必要度が著しく高い方に障害福祉サービス（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、短期入所、生活介護、共同生活援助等）を包括的に提供します。

(4) 相談支援事業

① 計画相談支援

・ サービス利用支援

障害者福祉サービス等を申請した障がい者（児）について、サービス等利用計画案を作成し、支給決定後にサービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、サービス等利用計画の作成を行います。

・ 継続サービス利用支援（モニタリング）

支給決定されたサービス等の利用状況の検証を行い、サービス事業者等との連絡調整等を行います。

② 地域相談支援

・ 地域移行支援

施設に入所している障がい者又は精神病院に入院している精神障がい者について、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談、地域移行のための障害福祉サービス事業所等への同行支援等を行います。

・ 地域定着支援

居宅において単身で生活している障がい者等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

③ 障がい児相談支援

・ 障がい児支援利用援助

障がい児通所支援の利用にあたり障害児支援利用計画案を作成し、支給決定後に事業者等と連絡調整等を行うとともに、障害児利用支援計画の作成を行います。

・ 継続障害児支援利用計画（モニタリング）

支給決定されたサービス等の利用状況の検証を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行います。

(5) 障がい児通所支援

① 児童発達支援

未就学の障がい児に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行います。

② 医療型児童発達支援

上肢、下肢または体幹の機能の障がいのある児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等の他、治療を行います。

③ 放課後等デイサービス

就学している児童に対し、授業の終了後または休業日に生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の支援を行います。

④ 保育所等訪問支援

障がい児が集団生活を営む施設を訪問し、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

⑤ 居宅訪問型児童発達支援

重度の障がい等により外出が困難な障がい児に、居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

□地域生活支援事業

① 理解促進研修・啓発事業

障がい者に対する理解を深めるための研修や啓発事業を行います。

② 自発的活動支援事業

障がい者やその家族、地域住民等が自発的に行う活動（ボランティア活動など）の支援を行います。

③ 相談支援事業

・相談支援

障がいのある人、その保護者、介護者等からの相談に応じ、必要な情報提供等の支援を行うとともに、虐待の防止や権利擁護のために必要な援助を行います。

・基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的役割を担う機関として、総合的な相談業務の実施や地域の相談体制の強化の取り組み等を行います。

④ 成年後見制度利用支援事業

補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難である方を対象に、費用を助成します。

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築を図ります。

⑥ コミュニケーション支援事業

聴覚障がい者等のための意思疎通を仲介するための支援で、手話通訳者派遣事業・要約筆記者派遣事業、遠隔手話通訳事業、手話通訳者設置事業に区分されます。

⑦ **日常生活用具給付等事業**

重度の身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者や障がいのある子どもを対象に、日常生活上の便宜を図るための用具を給付または貸与します。

⑧ **移動支援事業**

障がい児・者が社会生活上、必要不可欠な外出や余暇活動等、社会参加のための外出をする場合、ヘルパー等が外出の際の移動支援を行います。

⑨ **地域活動支援センター事業**

創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促す活動を行います。

⑩ **その他**

市町村が地域状況を踏まえ必要に応じて任意に実施する事業で、町が実施している事業は以下のとおりです。

・ **日中一時支援事業**

在宅の障がい児・者を日常的に介護する家族等の一時的な負担軽減を図るため、日中における活動の場を提供し、介護や見守り等の必要な支援を行います。

・ **訪問入浴サービス**

居宅での入浴が困難な身体障がい児・者の自宅にスタッフが訪問し、専用の浴槽を使用し入浴をサポートし、身体の清潔保持と、心身機能の維持を図ります。

・ **自動車運転免許取得・改造助成事業**

身体障がい者が就労等のため自動車免許を取得する場合の費用の一部助成と重度の身体障がい者が就労等に伴い自ら所有し、運転する自動車の操向装置等を改造した場合の費用の一部助成を行い、社会復帰の促進を図ります。

・ **巡回支援専門員整備事業**

発達支援等に関する知識を有する専門員(以下「専門員」という。)が、保育所や放課後児童クラブ等の子どもやその親が集まる施設・場への巡回等支援を実施し、施設等の支援を担当する職員や障がい児の保護者に対し、障がいの早期発見・早期対応のための助言等の支援を行います。